

## 飯田市下伊那における戸籍システム機器の共同利用について

### 1. 共同利用することに至った経緯

- 戸籍事務は、元来市町村ごとに取り扱うことが戸籍法で定められており、戸籍簿や除籍簿を庁舎外へ持ち出すことが戸籍法施行規則で禁じられていたが、平成7年11月30日付け民二第4400号通達以降、一部事務組合や広域連合、受託市町村に設置したコンピュータを複数の自治体が共同利用することが可能となり、最近では区域外へ正サーバ及び副サーバを設置することも認容されている。（共同利用は全国で13団体、県内では4団体が実施。）
- 戸籍の電子化により半永久的に維持経費が発生するとともに、国が定める電子機器の耐用年数による更新が5年に一度行われ、その経費は地方財政に大きな負担となっている。
- 平成24年の戸籍住民基本台帳事務協議会（以下「戸住協」という。）の役員会の席上、下伊那北部地域において共同利用について検討しているとの報告があり、その話し合いの中で、飯田下伊那全体での共同利用を検討する旨の合意がなされた。
- 既に電算化された飯伊の市町村が同一ベンダーのシステムを利用しており（豊丘村は共同利用に合わせベンダー変更、泰阜村は電算化予定）、共同利用が可能なることから、戸住協を中心に検討を進めてきた。町村からは飯田市にサーバを設置し、管理運営して欲しいとの意見を多くいただいたことから、庁内関係部署及び町村と検討を重ねた結果、飯田市にサーバを設置し、14市町村で戸籍システム機器の一部を共同利用することが確認された。

### 2. 実施内容

#### (1) 実施目的

- ① 戸籍システムに係る機器の更改経費については、市町村単独の対応では財政負担が大きいことから、機器の共同利用により経費の削減を図る。
- ② 複数団体の戸籍事務をコンピュータの共同利用によって処理することについては、リスク管理の観点から、遠隔地に第二バックアップを構築し、有事の際の業務継続と早期復旧を図る。

#### (2) 実施方式と実施時期

地方自治法第252条の14第1項を根拠に事務委託に関する規約を定め、南信州定住自立圏形成協定の変更により実施する。

実施時期は、2段階の参加を予定している。

第1次（平成27年11月当初稼働）

飯田市、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 8市町村

第2次（平成29年11月参加）

松川町、阿南町、阿智村、平谷村、売木村、天龍村 6町村

#### (3) 事務受(委)託の範囲

- ① 飯田市に設置した戸籍正サーバ、副サーバ、アプリケーションサーバ並びに住基連携サーバ及びその関連設備の管理運営事務
- ② 飯田市の庁舎外の民間データセンターに設置する第二バックアップの管理事務
- ③ 法令に基づき行うことができる関係町村からの依頼に基づく事務
- ④ 町村のうち大鹿村の障害発生時等における、戸籍等証明書の発行事務（地理的条件並びに大鹿村からの申し出による。）
- ⑤ その他付随する事務

#### (4) 飯田市の役割

- ① サーバ及び付随する戸籍システム及びプログラム管理

- ② 戸籍サーバを管理する施設（第二バックアップを除く。）の施設錠及び入退室の管理
- ③ 戸籍情報システムの定期及び随時保守点検、電子情報処理組織点検簿の記載
- ④ サーバ操作者の個別パスワードの設定及び管理、使用者記録の作成
- ⑤ 第二バックアップを保管する施設の入退室管理の確認
- ⑥ 戸籍副本データ管理システム用データの作成と管理及び送信管理
- ⑦ 戸籍サーバ関連機器の事故等発生時の関係町村及び関係機関への連絡調整
- ⑧ その他関係市町村が協議により受託する事務

#### (5) 町村の役割

- ① 関係市町村が協議により定めた経費の一部の負担
- ② 戸籍システム関連機器の事故等発生時の飯田市及び関係機関への連絡調整

#### (6) 第二バックアップの管理方法

（株）電算のデータセンターへ設置し、管理運営を同センターに業務委託する。

第二バックアップに障害等が発生した場合は、飯田市の職員が赴くことはしないものの、電話による指示に基づき、現地に駐在（電算社員）のS E（システムエンジニア）、C E（カスタマエンジニア）が直ちに対応する。

#### (7) 経費・委託事務に係る負担割合

共同利用することにより発生する導入経費は、次のとおりである。その負担割合は、各団体が単独で機器更改を行う場合の経費と利用期間によって按分するものとする。機器購入等の事務は飯田市が行う。

- ① 導入経費…サーバ本体購入及びセットアップに係る経費（第二バックアップ及び保守料含む）
- ② 第二バックアップ管理費…ハウジング料（保守料含む）

また、飯田市は機器管理等の負担が増えることから、町村から管理費を徴収する。管理費は、年額を導入経費と同様に単独更改時の経費によって按分する。

### 3. 今後の予定

- H26.12.12 広域連合会議（本件の内容説明、定住自立圏形成協定変更に伴う議案提出等について）
- H27.1 法務省への認容申請の提出
  - 3 飯田市議会及び関係町村議会 3月定例会（定住自立協定変更・事務委託等の議案提出）  
… 全市町村が提出
  - 4 調印（定住自立協定変更・事務委託）
  - 11 第1次共同利用稼働